



平成29年度

赤い羽根 ボラサポ2「被災地住民支え合いサポート募金」

# 住民支え合い活動 助成事業のご案内

はじめに 必ずお読みください

**この助成は、全国から寄せられた「被災した人たちに対して何かしたい」という思いが詰まった募金で成り立っています！**

東日本大震災による被災地支援について、中央共同募金会では災害ボランティアやNPOへの支援金として「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を設け、被災3県（岩手・宮城・福島）で活動するボランティアやNPOを支援してきました。発生から6年が経過し、被災3県では復興に向けて新たな課題が生まれており、引き続き被災地を支援するしくみが必要なため、中央共同募金会では「災害ボランティア・NPO活動サポート募金2」を設け、寄付を募ったところ、全国の方々からの温かい思いが詰まった募金が寄せられました。これらの募金をもとに、被災地住民支え合い活動助成事業は成り立っています。ご応募に当たっては、募金に協力して下さった方々の思いを受け止め、ご理解くださいますようお願いいたします。また、助成には限りがあるため、必要最小限の利用をされるようご協力ください。「赤い羽根は、みやぎの皆さんの支え合うチカラを応援します！」

問い合わせ先



## 赤い羽根共同募金

社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目4番28号

TEL022-292-5001 FAX022-292-5002

○ホームページ <http://www.akaihane-miyagi.or.jp>

# 応募要項 (第8版)

## 1. 助成対象

### (1) 対象団体

宮城県在住者5名以上で構成されている東日本大震災の「被災者支援活動」及び「復興支援活動」を行うボランティアグループやNPO法人等の非営利団体

- \*平成29年度赤い羽根「住民力・地域力・福祉力を高める支援事業」助成決定団体は対象としません
- \*平成28年度に受けた本助成の活動報告及び精算が終了していること
- \*企業、政治目的を持つ団体、宗教の勧誘を行う団体から独立していること、また政治・宗教を主たる目的とした団体でないこと
- \*暴力団員が構成員に含まれていないこと

### (2) 助成対象活動

平成29年度(平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで)に実施する以下の助け合い活動及びボランティア活動

- \*応募団体が主催して実施する活動であること。
- \*応募日翌日以降、活動の実施及び着手をしていただいて結構です。ただし、審査結果によっては応募希望通りでない場合もありますので、あらかじめご理解ください。

1	生活支援活動	見守り・訪問活動、移送・外出支援、要援護者の引っ越し・片づけ作業、配食サービス、家事援助、相談事業、情報収集・提供事業、ミニコミ紙作成・配布事業、防災マニュアル作成事業、除排雪支援事業、子どもの学習支援など
2	サロン活動	健康づくり支援事業(ウォーキング、太極拳、ヨガ、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ボウリング等)、食事と栄養バランス支援事業、介護予防支援事業、音楽療法支援事業、生きがいづくり支援事業、各種レクリエーションなど
3	季節の行事	お正月会、餅つき会、ひな祭り、お花見会、七夕、盆踊り大会、紅葉狩り、クリスマス会、いも煮会など
4	住民交流事業	昔の遊び伝承、昔話の伝承、郷土の歴史学習、郷土料理の伝承、お便り交流、映画観賞会の開催、各種のコンサート開催、落語・寄席の開催、講演会の開催、紙芝居・人形劇・絵本の読み聞かせの開催、復興イベントの開催、慰問活動など

#### 【対象外となる活動例】

- ・東日本大震災の被災者及び復興支援に関係ない活動
- ・応募前に実施または終了した事業
- ・学校や社会福祉施設が行う行事
- ・小学校の特設クラブや、小中高校の部活動
- ・PTAや部活動の保護者会が行う活動
- ・スポーツ少年団等の従来活動
- ・企業が行う活動
- ・友人・知人・家族・親類同士のみで行う活動
- ・備品の整備を主目的とした活動
- ・宿泊を伴う事業
- ・慰安目的の日帰り旅行、被災地での視察・買い物のみを目的とした事業
- ・神社仏閣での祭礼等に基づいた催し
- ・市町村社会福祉協議会、民生児童委員協議会が行う事業
- ・商店街、商工会議所、青年会議所や農漁産業等の組織が営利または産業振興を目的に実施する事業
- ・総会、打合せ、反省会等の会合のみの活動
- ・同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動

### (3) 助成対象費用

活動に要する以下の費用

- \*各費目の上限を超える費用は対象となりませんのでご注意ください。

応募に際しては、この募金が全国の方々からの温かい支援であること、助成額には限りがあることを踏まえ、物品購入や業者選定の際は相見積りをとるなど、必要最小限の額となるようようご協力ください。なお、この助成が終了した後も活動を継続していけるよう、少額でも参加費を得て活動することをご検討ください。

	費目	使 途	助成上限額
1	物 品 費 (消耗品も 含む)	文房具代、テキスト・書籍代、作業用具代、 物品レンタル代、コピー用紙代、紙皿代	あわせて 30,000 円
2	弁当・茶菓代等	食材費、弁当代、茶菓代	交流会等の食材費・弁当代・お茶代：1回につき1人当たり 600円 サロン等の茶菓代：1回につき1人当たり500円 <b>*1人あたり1,100円ではありません。併用はできませんので、ご注意ください。*</b>
3	印 刷 費	チラシ等印刷代、コピー使用料	あわせて 20,000 円
4	通 信 費	電話代、FAX使用料、切手代、送料代	1日当たり 1,000 円
5	光 熱 水 費	電気代、水道代、ガス代	1日当たり 1,000 円
6	運 搬 費	車両レンタル代、バス借上げ料、燃料代、 高速料	1回当たり 50,000 円
7	交 通 費	ボランティアの交通費（バス代、鉄道 運賃、ガソリン代）	あわせて 10,000 円
8	会 場 代	会場借上げ料	会場借上げ料：1日当たり 5,000 円
9	講 師 謝 金	外部講師への謝金	1回1人当たり 5,000 円、団体は1団体 5,000 円
10	保 険 料	ボランティア保険（宮城県） 行事保険（宮城県）	1人 670 円（ボランティア保険天災Aプラン料金） 1人 30 円（行事保険Aプラン料金）

※ 上限額をやむを得ず超えてしまう場合は事前に要相談。

**【対象外経費例】** ※下記の経費の使用が精算段階でわかった場合、助成を決定していても助成金を返還いただくことがありますのでご注意ください。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①会議・打合せの際の活動団体メンバーの飲食代</li> <li>②活動時のボランティア等への手当・謝礼等</li> <li>③個人配布を目的とした物品の購入費</li> <li>④見舞金等の現金及び金券の購入費、お土産代</li> <li>⑤個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代は除く）</li> <li>⑥チャリティイベントの開催費用</li> <li>⑦アルコール酒類</li> <li>⑧宿泊費</li> <li>⑨初穂料やお布施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩銀行送金手数料</li> <li>⑪変更や中止に伴うキャンセル料</li> <li>⑫除染及び放射能対策にかかる経費</li> <li>⑬個人名義/会社名義など団体名や活動日と異なる領収書の経費</li> <li>⑭相手の名前・住所・押印のない講師謝金等の領収書の経費</li> <li>⑮活動との関係が明確でないガソリン代等の経費</li> <li>⑯傷害保険など</li> </ul> |
|---|--|

## 2. 助成金額

(1) 助成総額：平成 29 年度分として 5,000 万円

(2) 助成額：1 団体 10 万円の応募を上限とします。（応募額は千円未満切り捨て）

\* 同じ団体からは年 1 回の応募。平成 28 年度助成を受けた団体は、精算が終了していなければ応募できません。

\* 実施内容の企画検討不足により、助成決定後「事業ができない」と辞退または、返還するケースが見受けられます。応募前に団体内で十分に話し合いご応募ください。

### 3. 応募方法・提出書類

- ①応募書等各種様式は、本会ホームページ <http://www.akaihane-miyagi.or.jp> よりダウンロードご利用ください。
- ②所定の「**応募書**」様式 1-1 に楷書で、内容がわかるように記入してください。
- ③振込口座は、応募団体名の入った名義でないと認められません。個人名義や応募団体名と異なる団体名義の口座は認められませんので、ご注意ください。
- ④申込責任者は応募団体所属以外の方は認められません。また、申込責任者には応募内容等について別途お尋ねすることがあります。
  
- ⑤応募内容によっては、確認のため必須書類以外にも追加書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。
- ⑥活動地または居住地の市町村共同募金委員会へ以下の提出書類を持参または郵送してください。\*仙台市は仙台市共同募金委員会へ持参となります。

#### 【 提出書類 】

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 応募書 様式 1-1      *必ず最新版をご使用ください。 |
| <input type="checkbox"/> 会則または定款                         |
| <input type="checkbox"/> 役員一覧                            |
| <input type="checkbox"/> 通帳の口座番号及び名義が記載されているページの写し       |

### 4. 選考・交付

#### (1) 選考にあたって重視する点

- ①住民同士の助けあいを支える活動であるか
- ②さまざまな人たちの参加と協力が得られているか
- ③実施する活動の目的が明確になっており、メンバーで共有できているか

#### (2) 要件

- ①活動について、地域の他団体の推薦及び市町村共同募金委員会の確認が得られているか
- ②団体の代表者と会計担当が決まっており、活動を実施・報告できる体制があるか  
(原則として代表者と会計担当者は別人物であることが望ましい)

#### (3) 助成決定

- ①あらかじめ市町村共同募金委員会から推薦のあった助成案件について、宮城県共同募金会において審査し、助成を決定します。
- ②審査の結果、助成を行わない場合や助成金額が要望額より減額される場合があります。

#### (4) 助成金の交付

- ①審査により助成が決定した場合は、その後助成金の全額を「応募書」様式 1-1 に記載された振込口座へ送金します。
- ②現金での受け渡し及び現金書留での交付は行いません。

### 5. 活動の報告・精算

- ①精算報告書やメッセージ横断幕等各種様式は、本会ホームページ <http://www.akaihane-miyagi.or.jp> よりダウンロードご利用ください。
- ②活動団体は、活動終了後 1 か月以内に「**精算報告書**」様式 1-2 に必要事項を記載。必須書類（領収書(コピー可)、毎回の活動写真等)を必ず添付し、市町村共同募金委員会に報告する。
- ③助成金の残金がある場合は、市町村共同募金委員会より所定の振込用紙を受取り本会指定の口座へ必ずご返金ください。

## 【 提出書類 】

- 精算報告書 様式 1-2 \*必ず最新版をご使用ください。
- 領収書 (コピー可)
  - \*講師の謝礼金については、相手の住所・氏名・捺印が必要です。無い場合は無効とします。
- 活動がわかる写真、ありがとうメッセージなど
  - \*複数回事業を行なう団体は、活動の都度、報告用写真等を添付。無い場合は無効とします。
  - \*活動状況を写真等で撮影する際は、メッセージ横断幕を掲示し参加者と撮影されるようご配慮ください。

## 6. 応募の受付時期と決定時期

- ・ 第 37 次応募：受付 4 月 3 日 (月) ~4 月 28 日 (金) 必着 助成決定 5 月下旬
  - ・ 第 38 次応募：受付 5 月 1 日 (月) ~5 月 31 日 (水) 必着 助成決定 6 月下旬
  - ・ 第 39 次応募：受付 6 月 1 日 (木) ~6 月 30 日 (金) 必着 助成決定 7 月下旬
  - ・ 第 40 次応募：受付 7 月 3 日 (月) ~7 月 31 日 (月) 必着 助成決定 8 月下旬
  - ・ 第 41 次応募：受付 8 月 1 日 (火) ~8 月 31 日 (木) 必着 助成決定 9 月下旬
  - ・ 第 42 次応募：受付 9 月 1 日 (金) ~9 月 29 日 (金) 必着 助成決定 10 月下旬
  - ・ 第 43 次応募：受付 10 月 2 日 (月) ~10 月 31 日 (火) 必着 助成決定 11 月下旬
  - ・ 第 44 次応募：受付 11 月 1 日 (水) ~11 月 30 日 (木) 必着 助成決定 12 月下旬
- \*受付期間中であっても、助成総額が 5,000 万円に達した時点で、受付を終了いたします。
- \*受付締切日は宮城県共同募金会への必着日となっています。事前に市町村共同募金委員会の確認が必要です。詳しくは活動地または居住地の市町村共同募金委員会へお問い合わせください。

## 7. 公表

- 助成を受けた団体名や活動内容は中央共同募金会及び宮城県共同募金会、市町村共同募金委員会のホームページや広報紙等印刷物にて公表されます。
- \*提出された報告書及び写真については、WEB での公開等外部への報告に使用しません (報告書の個人情報部分除く) ので、ご了承願います。

## 8. その他

- \*必要に応じて、応募内容、助成を受けた活動の実施状況及び収支状況について調査を行うことがあります。
- \*活動時マスコミ等の取材を受ける際は、本助成事業についての PR 協力を頂きます様お願いします。
- \*以下のいずれかに該当する場合は、助成決定の取り消しまたは助成金の返還を求めることがあります。また、それ以降も本助成の応募受付及び決定送金を行いません。
- ・ 助成金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき
  - ・ 虚偽の申請その他不正な手段により助成を受けたとき
  - ・ 助成の目的を達成する見込みがないとき
  - ・ 活動から生じる利益を団体の構成員に分配したとき
  - ・ 精算報告状況が悪い場合 (領収書や活動写真など必須書類の不備)